

[意見募集要項]

1. 意見募集対象：環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

※ 本案については、今後、いただいた御意見を踏まえた検討等を通じて修正が加わる可能性がありますので、御了承ください。

※ 参考：石綿による健康被害の救済に関する法律の改正点

2. 意見募集期間

平成20年9月1日（月）～平成20年9月30日（火）

\* 電子メール及びファックスの場合は、9月30日（火）17時まで受け付けております。

\* 郵送の場合、9月30日（火）必着でお願いします。

3. 意見提出方法

【意見提出様式】により、以下のいずれかの方法で御提出下さい。

(1) 電子メール

\* 電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式で送付して下さい。（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。）

(2) ファックス

(3) 郵送

なお、電話での御意見提出はお受けしかねますので、御了承下さい。

【意見提出様式】

[宛先] 環境省環境保健部石綿健康被害対策室

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[住所] 〒

[電話番号]

[FAX番号]

[意見] <該当箇所>

<意見内容>

<理由>

4. 意見提出先

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：ishiwata@env.go.jp

(件名に必ず、「パブリックコメントへの意見（石綿健康被害救済）」と御記入願います。)

(2) ファックス

ファックス番号：03-5510-0122

(件名に必ず、「パブリックコメントへの意見（石綿健康被害救済）」と御記入願います。)

(3) 郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 合同庁舎4号館12階

環境省環境保健部石綿健康被害対策室 宛て

(封筒に必ず、赤字で「パブリックコメントへの意見（石綿健康被害救済）」と御記入願います。)

- \* 御意見は、日本語で御提出下さい。
- \* いただいた御意見について、氏名、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを御承知おき下さい。
- \* 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産等を害するおそれがある記述がある場合には、公表の際に該当箇所を伏せることもあります。

## 5. 資料の入手方法

- 環境省総合環境政策局環境保健部企画課、石綿健康被害対策室において資料配付
- インターネットによる閲覧  
環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>)

## 6. その他

企業・団体から意見を提出される場合に、同一の意見を複数の部署から提出されることのないようお願いいたします。